

新旧対照表

浦安市子ども・子育て支援法の施行及び保育の利用に関する規則（平成27年規則第4号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後			改 正 前		
別表第2 （第14条第1項） 利用調整基準点数表			別表第2 （第14条第1項） 利用調整基準点数表		
番号	保護者等の状況	調整点	番号	保護者等の状況	調整点
24	省 略		24	同 左	
25	浦安市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）第42条第1項に規定する連携施設がその設定を解除したことに伴い他の施設等の利用を希望する場合（児童が卒園する際に、連携施設の設定がされていない場合に限る。 <u>ただし、24の項に該当する場合を除く。</u> ）	+ 3	25	同 左	
26	省 略		26	同 左	
27	省 略				
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この規則は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> (経過措置)</p> <p>2 <u>改正後の別表第2の規定は、施行日以後からの利用又は変更に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第3項の規定による利用の調整について適用し、施行日前からの利用又は変更に係る同項の規定による利用の調整については、なお従前の例による。</u></p>					